

別紙

諮問第1588号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号)に基づき、審査請求人が行った「令和3年10月27日からの知事の過労による入院にかかる、病状に関する庁内のやり取りや、入院先医療機関、職務代理者への業務の引き継ぎに関するやり取りの内容のわかる一切の電磁的記録や文書」(以下「本件請求文書」という。)の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年11月12日付けで行った不存在を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、本件請求文書を作成又は取得しておらず、存在しないとして、本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年1月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年2月18日に実施機関から理由説明書を、同年3月14日に審査請求人から意見書を收受し、令和5年1月23日(第235回第二部会)から同年2月28日(第236回第二部会)まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結

果、以下のように判断する。

ア 知事の職務代理について

普通地方公共団体の長の職務代理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）152条1項は、普通地方公共団体の長に事故があるとき、又は長が欠けたときは、副知事又は副市町村長がその職務を代理すると規定している。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、東京都知事（以下「都知事」という。）が職務を遂行できない状態であれば、都政が滞る事態が想定されるため、事前に職務代理者の任命及び職務引継ぎ等の措置が取られ、その記録等が残されるのが当然として、本件請求文書が存在する旨主張する。これに対し実施機関は、都知事の入院に係る病状や医療機関に関するやり取りは口頭で行われたことから、本件請求文書を作成又は取得していない旨説明する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、都知事は入院中も職務遂行可能な状態であり、職務代理の必要がなかったとのことであった。

以上の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、本件非開示決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子